

子育て支援医療助成制度あり方検討会議(第1回)次第

日 時:令和4年9月14日(水)午後3時~4時30分
場 所:ホテルルビノ京都堀川「平安の間」

1 開 会

2 議 題

(1)子育て支援医療助成制度の現状と今後のあり方について

(2)その他

3 閉 会

<配付資料>

子育て支援医療助成制度あり方検討会議 設置要領

子育て支援医療助成制度あり方検討会議 委員名簿

子育て支援医療助成制度あり方検討会議(第1回) 出席者名簿

子育て支援医療助成制度あり方検討会議(第1回) 配席図

【資料1】現行の子育て支援医療助成制度の状況について

【資料2】全国における子どもへの医療費助成制度の実施状況について

【資料3】府内における子どもを取り巻く医療の状況について

【資料4】府制度拡充後の状況について

子育て支援医療助成制度あり方検討会議設置要領

(目的)

第1条 近年の子育て家庭を取り巻く社会環境の変化により、経済的支援施策の更なる充実・強化が求められる中、京都府における子育て支援医療助成制度のあり方について、市町村をはじめ有識者や利用者のほか、医療・福祉関係者の意見を幅広く聴取するために、子育て支援医療助成制度あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 前条の目的を達成するために必要な子育て支援医療助成制度に関すること。
- (2) その他、子育て支援医療助成制度を運営・維持するに当たり必要と認められること。

(委員の要件等)

第3条 検討会議の委員は、16名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 子育て団体
 - (3) 医療関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 市町村
- 2 委員の任期は、1年とする。
- 3 検討会議の関係行政機関の職員等がオブザーバーとして参加する。

(座長)

第4条 検討会議に、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事を運営する。

(招集)

第5条 検討会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第6条 検討会議の事務は、健康福祉部医療保険政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。

子育て支援医療助成制度あり方検討会議 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
学識経験者	芝 田 文 男	京都産業大学法学部・教授
	小野セレスタ 摩 耶	同志社大学社会学部・准教授
子育て団体	藤 本 明 美	特定非営利活動法人京都子育てネットワーク・理事長
医療関係団体	濱 島 高 志	一般社団法人京都府医師会・副会長
	石 丸 庸 介	一般社団法人京都私立病院協会・副会長
	鈴 木 邦 亮	一般社団法人京都府歯科医師会・副会長
	河 上 英 治	一般社団法人京都府薬剤師会・会長
福祉関係団体	中 井 敏 宏	社会福祉法人京都府社会福祉協議会・常務理事
市町村	塩 山 晃 弘	京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部・部長
	杉 本 和 浩	舞鶴市福祉部・部長
	山 田 栄 次	向日市市民サービス部・部長
	吉 川 佳 一	八幡市理事健康部長事務取扱
	柳 内 研 一	京丹後市市民環境部・部長
	中 谷 誠	井手町保健医療課・課長
	吉 田 敏 江	和束町税住民課・課長
	久 木 寿 一	京丹波町住民課・課長